

別表

北広島市広告掲載基準

第1 趣旨

この基準は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載するに当たって、掲載する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして掲載の可否の判断を行うものとする。

第2 基本的な考え方

市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならないものとする。

第3 個別の基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができるものとする。

第4 規制業種又は事業者

次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- 2 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業
- 3 たばこに関する業種
- 4 ギャンブルに関する業種
- 5 社会問題を起こしている業種及び事業者
- 6 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- 7 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中及び会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中の事業者
- 8 各種法令に違反している事業者
- 9 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- 10 北広島市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年北広島市条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団員の支配を受け、又はこれと密接な関係を有している事業者
- 11 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業
- 12 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項の連鎖販売取引を行う事業者

- 13 市区町村税を滞納している事業者
- 14 その他市有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと思えられるもの

第5 掲載基準

次に掲げる事項のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載することができない。広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- 1 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - (1) 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - (2) 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - (3) その他粗悪品等広告掲載が適当でないと思えられる商品又はサービスの提供に係るもの
- 2 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - (1) 暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの
 - (2) 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - (3) 性に関する表現で、露骨、おいせつなもの又は裸体を含むもの
 - (4) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- 3 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - (1) 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの及びプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 4 政治性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - (1) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの(選挙広告を含む。)
 - (2) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(政党広告を含む。)
- 5 宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。

宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(宗教団体の広告を含む。)
- 6 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの。例えば、次のようなもの

のをいう。

- (1) 個人又は団体の意見広告
 - (2) 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれらを含むもの
- 7 個人又は法人の名刺広告
- 8 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるものその他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの
 - (2) 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがあるなど、交通安全を阻害するおそれのあるもの
- 9 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - (2) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
 - (3) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
 - (4) 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- 10 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現(合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。)
 - (2) 射幸心をあおる表示又は表現
 - (3) 誇大な表現を含むもの
 - (4) 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの
 - (5) 法令等に違反する業種・商法・商品
 - (6) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - (7) 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - (8) 他人名義の広告
 - (9) 責任の所在が明確でないもの
 - (10) 広告の内容が明確でないもの

- (11) その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現(編集記事とまぎらわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。)
- 11 比較広告。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
 - (2) 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの
- 12 懸賞広告及びクーポン付き広告
- 13 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - (2) 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現
 - (3) 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現
 - (4) 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - (5) ギャンブル等を肯定するもの
 - (6) 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- 14 その他市有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 市が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの
 - (2) 品位を損なう表現のもの
 - (3) 詐欺的なもの、又は、いわゆる不良商法とみなされるもの
 - (4) 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
 - (5) 投機を著しくあおる表現のもの
 - (6) 債権取立て、示談引受けなどに関するもの
 - (7) 通貨及び郵便切手の複写の使用
 - (8) 謝罪、釈明などのもの
 - (9) 尋ね人、養子縁組などのもの
 - (10) 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
 - (11) その他社会的に不適切なもの

第6 ホームページに関する基準

市が管理するホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの広告内容についてもこの基準を適用する。

第7 広告表示内容に関する業種ごとの個別基準

広告の表示内容は、業種ごとに定めのある広告に関する関連法令、告示、通達・通知、ガイドライン、不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)等に照らして判断するとともに、次のことに留意するものとする。

1 人材募集広告

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)等関係法令を遵守していること。
- (2) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。
- (3) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：1 か月で確実にマスターできる 等

3 学習塾・予備校等(専門学校を含む。)

合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。なお、この実績は事実や客観的な根拠に基づかなければならない。

4 外国大学の日本校

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という主旨を明確に表示すること。

5 資格講座

- (1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であるという誤解を招くような表現は使用しない。この場合において、「この資格は国家資格ではありません。」という主旨を明確に表示すること。
- (2) 「行政書士講座」等の講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」等の資格取得に必要な事項を表示すること。
- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (4) 受講費用が全て公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

6 病院、診療所、助産所

- (1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 6 条の 5 及び第 6 条の 7、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドライン等に定める広告規制の関連規定に反しないこと。
- (2) 獣医療法(平成 4 年法律第 46 号)第 17 条、関連法令、農林水産省の獣医療広告ガイドライン等に定める広告規制の関連規定に反しないこと。
- (3) 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。

- (4) マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。
- 7 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)
- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条、これらの規定に基づく告示等に定める広告規制等の関連規定に反しないこと。
- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
- (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等をいう。)の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。
- 8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第66条から第68条まで、医薬品等適正広告基準(厚生労働省医薬・生活衛生局長通知平成29年9月29日薬生発0929第4号)、関連法令、通知等に定める広告規制等の関連規定に反しないこと。
- 9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第66条から第68条まで、健康増進法(平成14年法律第103号)第65条、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第20条、関連法令、告示等に定める広告規制等の関連規定に反しないこと。
- 10 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等
- (1) サービス全般(介護老人保健施設を除く。)
- ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いない。
- イ 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
- 例：北広島市事業受託事業者 等
- (2) 介護老人保健施設
- 介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、一切広告しない。
- (3) 有料老人ホーム
- (1)に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。
- ア 有料老人ホーム設置運営標準指導指針について(厚生労働省老健局長通知平成14年7月18日老発第0718003号)に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年公正取引委員会告示第3号)に抵触しないこと。

(4) 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(5) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第15条を遵守していること。

11 不動産事業

(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。

(3) 不動産の表示に関する公正競争規約(平成17年公正取引委員会告示第23号)による表示規制に従う。

(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

12 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先又は依頼者名の表示はしない。

13 旅行業

(1) 一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会の会員に限る。

(2) 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。

(3) 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等

14 通信販売業

特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに特定商取引に関する法律施行規則(昭和51年通商産業省令第89号)第8条から第11条までの規定に反しないこと。

15 雑誌・週刊誌等

(1) 適正な品位を保った広告であること。

(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。

(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現がないものであること。

(4) 犯罪被害者の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

- (5) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
 - (6) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
 - (7) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
- 16 映画・興業等
- (1) 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。
 - (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
 - (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
 - (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
 - (5) ショッキングなデザインは使用しない。
 - (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
 - (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
- 17 古物商・リサイクルショップ等
- (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
- 18 結婚相談所・交際紹介業
- (1) 結婚相手紹介サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記する。
 - (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- 19 調査会社・探偵事務所等
- 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- 20 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体等に対して言及するものは掲載しない。
- 21 募金等
- 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていることに限るものとし、その旨を明記する。
- 22 質屋・チケット等再販売業
- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。
例：○○○のバッグ 50,000 円、航空券 東京～福岡 15,000 円等
 - (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
- 23 トランクルーム及び貸し収納業者
- (1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者に限るものとし、その旨を明記する。
 - (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない

ものとし、「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等の主旨を明確に表示すること。

24 ダイアルサービス

各種ダイアルサービスは内容を確認の上判断する。

25 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第4で定める規制業種に該当する企業による規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めるものとする。

26 その他表示について注意を要すること。

(1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

(2) 比較広告(根拠となる資料が必要)

主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかります」等

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

ア 広告主の法人名、所在地及び連絡先を明示する。

イ アの連絡先については固定電話とし、携帯電話の表示は認めない。

ウ 法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

(5) 肖像権・著作権

無断使用がないか確認をする。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現に注意し、必要に応じ公正取引委員会に確認する。

例：「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない。)等

(7) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示する。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 未成年者の飲酒を誘発するような文言及びデザインの表示はしない。

第8 掲載基準の適用

第5及び第7に定める掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲載することができると思われる場合は、広告主に修正、削除等を求めることができる。